

- スイス協定原産地証明書
- (21) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」
(平成 21 年条約第 8 号).....ベトナム協定
- (22) ベトナム協定第附属書第 3 第 2 規則に基づく原産地証明書
.....ベトナム協定原産地証明書
- (23) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成 23 年条約
第 7 号).....インド協定
- (24) インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書
.....インド協定原産地証明書
- (25) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成 24
年条約第 2 号).....ペルー協定
- (26) ペルー協定第 53 条に基づく原産地証明.....ペルー協定原産地証明
- (27) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成
26 年条約第 19 号).....オーストラリア協定
- (28) オーストラリア協定第 3・15 条に基づく原産地証明書
.....オーストラリア協定原産地証明書
- (29) オーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書
.....オーストラリア協定原産品申告書
- (30) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成 27
年条約第 1 号).....モンゴル協定
- (31) モンゴル協定第 3・16 条に基づく原産地証明書
.....モンゴル協定原産地証明書

(原産品であることの確認の意義及び対象貨物)

12 の 2—2 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品(関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産品をいう。)であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施にあたっては、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。

なお、原産品であることの確認は、法第 12 条の 2 第 1 項に基づく後記 12 の 2—3 によるほか、関税法第 105 条第 1 項第 6 号(税関職員の権限)に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。

(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)

12 の 2—3

- (1) 法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
ペルー協定	ペルー協定第 66 条 2(a)
オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3・21 条 2(a)

また、法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。

- (2) 法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第 3 欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条 1(a)及び(b)
マレーシア協定	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 43 条 1
チリ協定	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 47 条 1
タイ協定	タイ商務省又はこれを承継する当局	タイ協定第 43 条 1
インドネシア協定	インドネシア商業省	インドネシア協定第 43 条 1
ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 40 項 1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則(a)に規定する当局(具体的には追って事務連絡する。)	アセアン包括協定附属書 4 第 6 規則 1
フィリピン協定	フィリピン関税局	フィリピン協定第 43 条 1
スイス協定	スイス連邦関税管理局	スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 1
ベトナム協定	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書 3 第 6 規則 1
インド協定	インド商工省商務局	インド協定附属書 3 第 6 節 1
ペルー協定	ペルー通商観光省又はその後継機関	ペルー協定第 66 条 2(b)及び(c)

オーストラリア協定	オーストラリア税関又はオーストラリア税関より権限を与えられた機関	オーストラリア協定第3・21条2(b)及び(c)
モンゴル協定	モンゴル産業省	モンゴル協定第3・18条2

また、法第12条の2第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。

イ 情報の要請を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて行うものとする。

ロ 情報の要請の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

ハ 情報の要請は質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。

ニ 緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由すると平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することとする。

ホ ペルー協定においては、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記の表第2欄に掲げる協定相手国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。

ヘ メキシコ協定において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ロ) 受領の確認を伴うその他の方法

(3) 法第12条の2第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等へ立ち入り、調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3・21条2(d)

また、法第12条の2第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。

イ 調査の実施にあたっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて立入、調査の

受け入れの要請を行うものとする。

- ロ 調査の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。
- ハ 法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 40 日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に書面を送付することとする。
- ニ 上記イの書面は、次の事項を含むものとする。
 - (イ) 要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (ロ) 要請が送付される輸出者等の氏名又は名称
 - (ハ) 当該書面により要請が行われた日
 - (ニ) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (ホ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっているものについての明記を含む。）
 - (ヘ) 訪問に参加する本邦の税関当局の職員の氏名及び官職
 - (ト) 後記 12 の 2—6 に規定する回答期限
- (4) 法第 12 条の 2 の第 1 項第 4 号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税関職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ協定第 44 条 1(c)
マレーシア協定	マレーシア協定第 44 条 1
チリ協定	チリ協定第 48 条 1
タイ協定	タイ協定第 44 条 1
インドネシア協定	インドネシア協定第 44 条 1
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 41 条 1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 7 規則 1
フィリピン協定	フィリピン協定第 44 条 1
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 5 節第 25 条 8
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 第 7 規則 1
インド協定	インド協定附属書 3 第 7 節 1
ペルー協定	ペルー協定第 66 条 2(d)
モンゴル協定	モンゴル協定第 3・19 条 1

また、法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。

る。

イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあつては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。

ロ 法第12条の2第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあつては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

- (イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
- (ロ) その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称
- (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (ニ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書記載の製品の明記を含む。）
- (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
- (ヘ) 後記12の2—7に規定する回答期限

(5) 法第12条の2第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であつて、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法
シンガポール協定	シンガポール協定第33条1
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(d)

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)

12の2—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保